

法人名:社会福祉法人 扶助者聖母会

財 産 目 録

平成30年 3月31日現在

1頁

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	-	運転資金として	-	-	224,374
普通預金	三井住友銀行 赤羽支店他	-	運転資金として	-	-	129,979,499
定期預金	三井住友銀行 赤羽支店他	-	運転資金として	-	-	149,088,878
			小計			279,292,751
事業未収金		-	3月分措置費事業費精算額等	-	-	11,226,961
未収金		-	3月分職員食費等	-	-	288,100
未収補助金		-	差額分サービス推進費補助金	-	-	4,565,000
		-	ファミリーホーム整備費補助金	-	-	100,524,000
			小計			105,089,000
前払金		-	入園料・保育用品等	-	-	2,626,731
前払費用		-	グループホーム4月分家賃代等	-	-	1,240,128
その他の流動資産		-	図書カード等	-	-	119,656
			流動資産合計			399,883,327
2 固定資産						
(1) 基本財産						
建物	(星美ホーム拠点) 東京都北区赤羽台4丁目963番地	1965年度	第1種社会福祉事業である児童養護施設等に使用している	11,290,000	11,289,999	1
	東京都北区赤羽台4丁目963番地	1972年度	第1種社会福祉事業である児童養護施設等に使用している	300,547,055	174,764,596	125,782,459
	東京都北区赤羽台4丁目1番地227、963番地	1984年度	第1種社会福祉事業である児童養護施設等に使用している	902,378,546	655,710,663	246,667,883
	東京都北区赤羽台4丁目1番地227	1984年度	第1種社会福祉事業である児童養護施設等に使用している	17,312,500	11,303,191	6,009,309
	東京都北区赤羽台4丁目1番地227	1984年度	第1種社会福祉事業である児童養護施設等に使用している	18,375,000	12,248,775	6,126,225
			小計			384,585,877
			基本財産合計			384,585,877
(2) その他の固定資産						
建物	(星美ホーム拠点) 物置	1985年度	第1種社会福祉事業である児童養護施設等に使用している	16,560,908	16,092,915	467,993
	東京都北区赤羽台4丁目1番地351	2017年度	第2種社会福祉事業である小規模住居型児童養育事業に使用している	72,075,612	0	72,075,612
	東京都北区赤羽台4丁目1番地351	2017年度	第2種社会福祉事業である小規模住居型児童養育事業に使用している	73,343,958	0	73,343,958
			小計			145,887,563
構築物	高架水槽 他20件	-	第1種社会福祉事業である児童養護施設等に使用している	122,275,495	97,217,302	25,058,193
機械及び装置	スチームコンベクション 他7件	-	第1種社会福祉事業である児童養護施設等に使用している	5,470,082	4,422,075	1,048,007
車輛運搬具	日産キャラバン 他11件	-	利用者送迎用	11,216,021	7,833,348	3,382,673
器具及び備品	空調機 他257件	-	利用者居室環境整備のため	65,506,550	47,395,815	18,110,735
ソフトウェア	処遇援助システム 他8件	-	利用者処遇援助のため	3,197,041	3,103,121	93,920
退職給付引当資産	従事者共済会掛金累計額	-	退職共済預け金	-	-	37,611,808
人件費積立資産	定期預金三井住友銀行赤羽支店	-	将来における人件費の類に属する経費に充てるために積み立てている預金	-	-	126,600,000
施設整備等積立資産	定期預金三井住友銀行赤羽支店他	-	将来における措置施設の施設・整備等のために積み立てている預金	-	-	297,000,000
山中星美積立資産	定期預金大和ネクスト銀行ピシャモン支店	-	山中星美ホーム閉鎖に伴う資産で星美ホームにおける運営費に充当するために積み立てている預金	-	-	38,456,736
差入保証金		-	グループホームのための敷金他	-	-	2,170,000
長期前払費用		-	企業総合保険料	-	-	149,338
			その他の固定資産合計			695,568,973
			固定資産合計			1,080,154,850
			資産合計			1,480,038,177

法人名:社会福祉法人 扶助者聖母会

財 産 目 録

平成30年 3月31日現在

2頁
(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
II 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	3月分給食材料費等	-		-	-	4,282,142
その他の未払金	ファミリーホーム新築工事金他	-		-	-	83,808,000
未払費用	3月分社会保険料等	-		-	-	11,124,981
職員預り金	3月分社会保険料等	-		-	-	8,043,848
賞与引当金	賞与引当金	-		-	-	26,692,124
流動負債合計						133,951,095
2 固定負債						
退職給付引当金	退職給与引当金	-		-	-	37,611,808
固定負債合計						37,611,808
負債合計						171,562,903
差引純資産						1,808,475,274

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

(2) 賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(3) 退職給与引当金の計上基準

① 独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、每期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。

② 東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金

当法人は、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

(4) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号、最終改正平成 28 年 11 月 11 日厚生労働省令第 168 号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(5) 消費税の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員^(注)の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

(注) 就業規則第2条に規定する職員

4. 法人が作成する計算書類並びに拠点区分及びサービス区分

当法人は、(4)に記載する社会福祉事業のみを実施しているため、(1)～(3)に記す計算書類を作成するものである。

- (1) 法人単位の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 社会福祉事業区分における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (3) 拠点区分の計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）
- (4) 当法人が実施する社会福祉事業区分における各拠点区分と当該拠点区分におけるサービス区分の内容

ア. 法人本部拠点区分

イ. 星美ホーム拠点区分

「児童養護施設事業サービス区分」

「子育て短期支援事業サービス区分」

「ファミリーホーム事業サービス区分」

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	484,358,712	0	99,772,835	384,585,877
合計	484,358,712	0	99,772,835	384,585,877

(1) 本部拠点区分

平成29年4月7日に山梨県南都留郡山中湖村平野にあった山中林間寮を売却し、これに伴い簿価46,032,865円を除去している。

(2) 星美ホーム拠点区分

平成29年9月3日に北区赤羽台の多目棟を老朽建替のために取り壊している。これに伴い簿価28,933,324円を除去している。

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定に基づく基本金の取崩額

該当する事項はない。

(2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定に基づく国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除売却に伴う取崩額

建物	多目棟の除却に伴う取崩額	28,933,324 円
構築物	該当する事項はない。	
機械及び装置	該当する事項はない。	
車輛運搬具	マイクロバス粒子状物質減少装置の廃棄に伴う取崩額	1 円
器具及び備品	ユーホニウムの廃棄に伴う取崩額	1 円

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,249,903,101	865,317,224	384,585,877
建物	161,980,478	16,092,915	145,887,563
構築物	122,275,495	97,217,302	25,058,193
機械及び装置	5,470,082	4,422,075	1,048,007
車輛運搬具	11,216,021	7,833,348	3,382,673
器具及び備品	65,506,550	47,395,815	18,110,735
合計	1,616,351,727	1,038,278,679	578,073,048

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

10. 満期保有目的の債券の内容並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

12. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

13. 重要な後発事象

(1) ファミリーホーム事業の開始

平成 30 年度から、社会福祉事業区分において、ファミリーホーム事業（星美ホーム拠点区分）を開始することになった。

このことにより、約 56,957 千円の収入及び 51,247 千円の支出が予定されている。

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用の内訳

前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	955,000	1,122,634
長期前払費用からの振替額	285,128	268,880
貸借対照表計上額	1,240,128	1,391,514

(2) 積立金の積立

当法人は、以下の目的に使用するため理事会の承認のもと積立金を設定している。なお、積立金に対してはそれぞれ積立資産を留保し、個別にその他の固定資産に計上している。

① 山中星美積立金

平成 12 年 3 月 31 日における児童養護施設 山中星美ホームの閉鎖に伴い、山中星美ホーム施設会計の繰越金を東京都の指導に従い、積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、児童養護施設 星美ホームにおける運営費の不足分に充当するために、理事会の承認により取り崩すことが可能とされている。

② 建設積立金

将来発生が見込まれる山中林間寮の修繕、備品購入、改修工事等に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、理事会の承認により取り崩すこととなる。

なお、当年度において、ファミリーホームの建設費用に充てるため 13,421,380 円の取崩を行っている。

③ 人件費積立金

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年 3 月 12 日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知雇児発・社援発・老発第 0312001 号、最終改正平成 29 年 3 月 29 日、雇児発 0329 第 5 号・社援発 0329

第 47 号・老発 0329 第 31 号、以下「雇児発第 0312001 号」という。)に規定されている将来発生が見込まれる人件費の類に属する経費に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、同通知の 3 により理事会の承認により取り崩すものである。

④ 施設整備等積立金

「雇児発第 0312001 号」に規定されている将来発生が見込まれる建物・設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に充てるために積み立てているものであり、同額の積立資産を留保するものである。

この積立金は、同通知の 3 により理事会の承認により取り崩すものである。

計算書類に対する注記（拠点区分用）

平成 30 年 3 月 31 日現在

法人名 : 社会福祉法人 扶助者聖母会
 拠点区分名 : 法人本部拠点

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。
- ②無形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

(2) 消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3. 採用する退職給付制度

該当する事項はない。

4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 法人本部拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成28年11月11日雇児発1111第3号・社援発1111第5号・老発1111第6号、以下「運用上の取扱い通知」という。)25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))の作成は省略している。
- (3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「運用上の取扱い通知」25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))の作成は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	46,461,428	0	46,461,428	0
合計	46,461,428	0	46,461,428	0

平成29年4月7日に山梨県南都留郡山中湖村平野にあった山中林間寮を売却し、これに伴い簿価46,032,865円を除去している。

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	118,033	116,142	1,891
合計	118,033	116,142	1,891

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

法人名 : 社会福祉法人 扶助者聖母会
拠点区分名 : 法人本部拠点

10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11.重要な後発事象

該当する事項はない。

12.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。

計算書類に対する注記（拠点区分用）

平成30年 3月31日現在

法人名 : 社会福祉法人 扶助者聖母会
拠点区分名 : 星美ホーム拠点

1.重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。
- ②無形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。

(2) 賞与引当金の計上基準

当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(3) 退職給付引当金の計上基準

- ①独立行政法人福祉医療機構の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。
- ②東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金
当拠点区分において、期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

(4) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年 3月31日厚生労働省令第79号、最終改正平成28年11月11日厚生労働省令第168号、以下「会計基準省令」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(5) 消費税の取扱い

当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2.重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3.採用する退職給付制度

当拠点区分において、職員（注）の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度及び東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

（注）就業規則第2条に規定する職員

4.拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) 星美ホーム拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))
- ア. 児童養護施設事業
イ. 子育て短期支援事業
ウ. ファミリーホーム事業
- (3) 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年 3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、最終改正平成28年11月11日雇児発1111第3号・社援発1111第5号・老発1111第6号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))の作成は省略している。

5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	437,897,284	0	53,311,407	384,585,877
合計	437,897,284	0	53,311,407	384,585,877

平成29年9月3日に北区赤羽台の多目棟を老朽建替のために取り壊している。これに伴い簿価28,933,324円を除去している。

法人名 : 社会福祉法人 扶助者聖母会
 拠点区分名 : 星美ホーム拠点

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- (1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定による基本金の取崩額
 該当する事項はない。
- (2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定による国庫補助金等の交付対象とされた固定資産の除却に伴う取崩額
- | | | |
|---------|--------------------------|-------------|
| ①建物 | 多目棟の除却に伴う取崩額 | 28,933,324円 |
| ②構築物 | 該当する事項はない。 | |
| ③車両運搬具 | マイクロバス粒子状物質減少装置の廃棄に伴う取崩額 | 1円 |
| ④器具及び備品 | ユーホニウムの廃棄に伴う取崩額 | 1円 |

7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,249,903,101	865,317,224	384,585,877
建物	161,980,478	16,092,915	145,887,563
構築物	122,275,495	97,217,302	25,058,193
機械及び装置	5,470,082	4,422,075	1,048,007
車両運搬具	11,216,021	7,833,348	3,382,673
器具及び備品	65,388,517	47,279,673	18,108,844
合計	1,616,233,694	1,038,162,537	578,071,157

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当する事項はない。

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

11. 重要な後発事象

- (1) ファミリーホーム事業の開始
 平成30年度から、ファミリーホーム事業を開始することになった。
 このことにより、約56,957千円の収入及び51,247千円の支出が予定されている。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- (1) 前払費用の内訳
 前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下の通りである。

(単位：円)

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲に含まれる前払費用	955,000	1,122,634
長期前払費用からの振替額	285,128	268,880
貸借対照表計上額	1,240,128	1,391,514